

[事案 26-96] 転換契約無効請求

・平成 27 年 2 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

転換契約時、募集人による説明が不十分であったことを理由に、転換契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成3年7月に契約した終身保険について、医療保障の充実（入院1日目から給付金が支払われ、ガンに罹患した場合の入院給付金の増額）を希望し、募集人にも告げたところ、平成26年3月に利率変動型積立保険へと契約転換した。

しかし、転換後契約について具体的な説明がなく、転換前契約の死亡・高度障害状態時の保障が継続するものと思っていたが実際は無くなっていたので、転換契約を取り消して、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、募集人は適切な説明をしており、取扱いに不適切な点は見当たらないことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書・転換比較表・注意喚起情報等を用いて、転換後契約の内容および重要事項等を申立人に説明したうえで、意向確認書・契約申込書・告知書を取り付けた。
- (2)契約申込後、平成26年3月に、当社から申立人に対し、転換後契約の内容について確認の電話をしたが、申立人から何ら異議申立てはなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法95条にもとづく要素の錯誤による転換の無効を求めているものと判断する。

2. 当審査会の判断

- (1)転換後契約の申込後、早期に苦情申出されていることなどから、申立人が要素の錯誤に陥っていたことは一応認められる。
- (2)しかしながら、以下の点を考慮すると、申立人が本転換にあたり要素の錯誤に陥っていたとしても、重大な過失があったと判断できる。よって、民法95条ただし書きにより、申立人から錯誤による無効を主張することはできない。

①本転換の設計書には、契約転換制度の説明とともに「転換比較表」が掲載され、転換前契約と転換後契約の各保障内容が比較対照できるように分かりやすく記載されており、転換前契約で存在した死亡・高度障害状態時の保障が、転換後契約で存在しないことが明確に読み取れる。

②申立人が署名捺印した転換後契約の契約申込書の裏面にも、保障内容が記載されてお

り、その中には死亡・高度障害状態時の保障は記載されていない。

③契約申込書兼意向確認書には、保障内容が意向に沿っているか否か、保険金額・給付金額が意向に沿っているか否か、転換前後の内容を比較のうえ、契約転換制度の利用は意向に沿っているか否かなどの質問項目があり、申立人はいずれの質問項目にも「はい」にマルをしている。

3. 和解について

- (1) 事情聴取によると、募集人は、設計書の転換比較表を利用して転換後契約の内容を説明していることは認められる。しかしながら、会社から長期契約継続者の転換対象契約リストが回ってきたことを契機として、申立人に対し転換後契約を勧誘したため、申立人の希望（医療保障の充実）を実現するために、追加契約等、契約転換以外の見直し方法が存在することを説明していない。
- (2) 契約の見直しを勧める際には、契約者に選択の機会を与えることは大変重要な事柄であり、資料上に記載があるとしても口頭で説明することが望まれる。特に本転換のように、従前存在した死亡・高度障害状態時の保障が全くなってしまうような場合には尚更である。
- (3) もちろん、募集人が契約転換以外にも追加契約等の方法があることを説明しなかったとして、契約転換の有効性に影響を及ぼすことにならないが、募集行為の手續面における重大な瑕疵である。